

岩手県告示第158号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和5年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和5年1月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社藤喜建設
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市田頭第32地割59番地
    - ウ 代表者の氏名 代表取締役 工藤伸元
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7849号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月28日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和5年1月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社千和土木工業
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市大堤北二丁目10番3号
    - ウ 代表者の氏名 小田嶋カヅエ
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第9266号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和5年1月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和5年1月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社杜陽住建
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市高松二丁目10番1号
    - ウ 代表者の氏名 片方直哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第9527号
  - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和5年1月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社サンプラスホーム
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市菜園一丁目3番6号
    - ウ 代表者の氏名 下河原勇
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－30）第10121号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和4年12月9日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業を廃

止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和5年1月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社コンシェルジュAP

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮二丁目21番25号

ウ 代表者の氏名 加藤正和

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第20847号

(3) 処分の内容 左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年12月21日付けで左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和5年1月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 盛岡南塗装

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字下丸森102番地5川村ビル1F

ウ 代表者の氏名 鮫口保

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第21094号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年12月21日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和5年1月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社タカハシ

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町寺後沢23番地22

ウ 代表者の氏名 高橋博文

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第50314号

(3) 処分の内容 土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年1月10日付けで土工工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和5年1月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社松田工務店

イ 主たる営業所の所在地 釜石市定内町三丁目2番20号

ウ 代表者の氏名 松田美穂子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第110061号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和5年1月5日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和5年1月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 小原工建

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町桜木町9番36号

ウ 代表者の氏名 小原克也

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第110154号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年12月14日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。